

消費者法情報

愛知大学助教 上杉 めぐみ

1 未成年後見人の選任（2012年4月1日施行）

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法等の一部を改正する法律（平23法61）が施行され、未成年後見人の複数選任（民法857条の2）や法人後見人の選任が可能となった（児童福祉法47条）。これにより、里親等委託中または一時保護中の親権者等がいない児童についても、児童相談所長が親権を代行することが可能になった。同法は、また、親権の喪失の制度等の見直しも行った。

2 不正アクセス禁止法の一部改正（2012年5月1日施行）

アクセス制限されているコンピュータに利用権限のない者が侵入する等、ネットワークを通じたコンピュータ犯罪に対して刑法では対処できなかったことから、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が2000年2月より施行された。

しかし、同法は、たとえば、電子メールでインターネット上の偽のサイトに誘導して契約者のIDとパスワードを入力して騙し取るといった「フィッシング行為」を処罰対象としていなかったことから、同法施行後もパスワードの不正取得による不正アクセスが増加した。そこで、今回の改正（平24法12）によりフィッシング行為を同法の処罰対象とした（7条）。また、他人に無断でIDを第三者に提供して不正アクセス行為を助長する行為も禁止された（5条）。両規定に違反した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金となる（12条）。

3 探偵業法施行規則の一部改正（2012年6月1日施行）

探偵、興信所等の調査業に関して、調査依頼者

との契約内容等をめぐるトラブルの増加や、違法な手段による調査、調査対象者等の秘密を利用した恐喝等、悪質業者による犯罪の発生が跡を絶たなかったことから、調査業のうち探偵業について、2007年6月より「探偵業の業務の適正化に関する法律」（以下、「探偵業法」という）が施行された。

探偵業法4条3項では、都道府県公安委員会、探偵業の開始または変更の届出があったとき、同法施行規則（平19内閣府令19）により、届出があったことを証する書面（以下、「届出証明書」という）を交付することが義務づけられているが、この届出については、主たる営業所の名称や所在地に加え、役員の氏名や住所等といった頻繁に変更が生じる事項についても行う必要があり、そのつど、事業者は新たな届出証明書の交付を受けることとなる。そのため、契約のたびに当該番号が異なるという事態が発生し、消費者の困惑を招くという問題が生じていた。

これを踏まえ、事業者が探偵業の開始の届出の際に交付を受けた届出証明書の番号を、変更の届出の際に交付される届出証明書上にも明示することとし、同一の事業者については、営業開始時に交付された届出証明書の番号を継続して確認できるようになった（同法施行規則4条・別記様式4号）。

4 生食用牛レバーの販売禁止（2012年7月1日施行）

2011年4月に生じたユッケによる集団食中毒を受けて、薬事・食品衛生審議会では、生食用の牛の肝臓の取扱いについて検討していたところ、生食用の牛の肝臓内部から重度の食中毒を引き起こすO157などの腸管出血性大腸菌が検出された。そこで、牛の肝臓の生食の安全性の確保する知見が得られるまでの間として、食品衛生法11条1項に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭34厚生省告370）の「第1食品」「B食品一般」の製造、加工および調理基準に牛の肝臓の基準を設定し（9項）、原則として生の牛の肝臓の販売が禁止されることになった。

これにより、飲食業者には、一般消費者に十分に加熱した牛の肝臓を提供することが義務づけられ、牛の加熱していない肝臓を直接一般消費者に対して販売する際には、販売業者は、十分に加熱する必要があることを説明しなければならないと義務づけられた。

この規定に違反した場合、2年以下の懲役または200万円以下の罰金が科される（食品衛生法11条2項・2条）。

5 コンプガチャの規制（2012年7月1日施行）

携帯電話ネットワークやインターネット上で提供されるゲームにおいて、絵柄を揃えてアイテムを得る方法は「コンプリートガチャ」（以下、「コンプガチャ」という）と呼ばれる。

消費者庁は、「コンプガチャ」に関する「不当景品類及び不当表示防止法」（以下、「景品表示法」という）上の考え方を明らかにするために、『「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について』（昭52公取委員長通達4号）のうち、「4 告示第5項（カード合わせ）について」に、コンプガチャが含まれることを明記した。

6 公正競争規約および公正規約施行規則の変更

公正競争規約は、事業者または事業者団体が、消費者庁長官および公正取引委員会の認定を受けて、表示または景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールである。今回は、以下の規約および規約施行規則の変更が認定された。

(1) 仏壇の表示に関する公正競争規約（2012年4月12日施行）

仏壇等の販売について、外国産を国産と偽ったり、木材の種類を偽って説明する問題が年々増加している。こうした問題は、外国産と国産の定義の不徹底、品質表示の不徹底から、既存法では対応できないとの指摘があった。そこで、消費者が安心して仏壇等を購入できるようにするために、景品表示法12条1項の規定に基づき、「仏壇の表

示に関する公正競争規約」が策定された。

同規約では、カタログ、取扱説明書、保証書、広告における必要表示事項（規約5条～7条・10条）、二重価格表示（自店販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格〔後者を「比較対照価格」という〕を併記して表示）の制限（11条）、不当表示の禁止（14条）、公正取引協議会の設置（16条）、違反に対する措置（19条）等が示された。

(2) 包装食パンの表示に関する公正競争規約（2012年5月31日施行）

従前は、340g未滿のパンは重量を表示する必要がなかったことから、重量表示がされず、消費者からは重量がわかりにくいとの声があり、一方で事業者からは、同一サイズのパンにつき、軽量のものを重量のものより安く売るなど通常よりも安価であるように販売する業者がいるため、適正な取引活動が損なわれているとの声があがっていた。

そこで、これまで任意表示とされていた包装食パンの「保証内容重量」を義務化し（同規約3条1項8号）、保証内容重量の表示方法を「グラム又は斤」から「斤」（1斤＝340g以上）に統一する（同規約施行規則2条3項）といった変更が行われた。

(3) 不動産の表示に関する公正競争規約（2012年5月31日施行）

景品表示法と「不動産の表示に関する公正競争規約」との間で生じていた用語のずれや規約運用上の問題に対処するために、公正競争規約の変更が行われた。主な点は次のとおりである。

- ① モデルルーム等の不当表示基準の変更（同規約23条42号） モデルルーム、完成予想図等による表示につき、現行の優良誤認に当たる表示に加え、「事実と相違する表示」も不当表示とした。
- ② 必要な表示事項の追加（同規約施行規則4条2項1号） これまで、新築分譲住宅や新築分譲マンション等の広告の必要な表示事項として、日照等の物件の環境条件に影響を及ぼすおそれのある建築計画につき「自己に係るもの」に関する情報の開示を義務づけて

いたが、今回、それに加え、「自己が知り得たもの」を追加した。

- ③ 畳数表示基準の変更（同規約施行規則10条16号） これまで中古住宅に限り、畳1枚あたりの面積が1.62m²に満たない旨および畳1枚の実際の面積表示が認められていたものを、新築物件も含み、1畳を1.62m²に換算した畳数の表示に統一した。
- ④ 二重価格表示の基準の変更（同規約施行規則13条） 「新築後2年以内の未入居の建物」に加え、中古住宅および土地についても、1号～4号の要件を満たす場合には、二重価格表示（過去の販売価格との比較）を行うことができることとなった。ただし、災害その他の事情により物件の価値に同一性が認められないこととなった場合は、二重価格表示をしてはならないことが規定された（3号ただし書）。

7 長期使用製品安全点検制度・表示制度ガイドラインの一部改定（2012年6月12日施行）

2007年2月に小型ガス湯沸器に係る死亡事故等、製品の経年劣化が主因となる重大な事故が発生したことから、消費生活用品のうち、長期使用に伴い生ずる経年劣化により、火災等の重大事故が発生するおそれの高い製品（特定保守製品）につき、長期使用製品安全点検制度・表示制度が創設された。

同制度を説明するためのガイドラインにつき、運用状況等を踏まえ、今回は、所有者票（所有者情報提供のための書面）の表示項目の追加、所有者票記載内容の簡素化、統一ロゴマークの設定、点検通知の補完（点検時期のお知らせ機能）、販売事業者等および関連事業者の所有者情報の提供への協力といった事項の記載が加えられた。

8 貴金属の訪問買取りに対する規制

2010年以降急増した貴金属の訪問買取りによるトラブルに対応しようと、訪問買取りが特定商取

引に関する法律の規制対象に加えられた。これにより、訪問買取業者に不招請勧誘の禁止、書面交付義務等の行為規制が課せられたり、クーリング・オフ制度が認められるようになった。

9 消費者安全法の改正（2012年10月1日より施行）

(1) 消費者安全調査委員会の設置

身近な生活にまつわる事故の原因を究明し、再発・拡大防止の知見を得るための調査を行うしくみが不十分であったことから、製品・食品・施設・役務等における消費者事故等の原因を究明するための機関として消費者安全調査委員会が設置された。

(2) 適用対象の拡大

消費者安全法での行政措置の対象は、いわゆる「隙間事案」のうち、生命・身体事案に限定していたが、改正により、「多数消費者財産被害」が含まれることになった。

10 消費者教育の推進に関する法律の制定

深刻な消費者被害を防止しようと、計画的な消費者教育の推進や推進体制の整備を図るために制定された。同法では、国と地方公共団体の消費者教育における責務や学校教育や地域での消費者教育の推進等が示された。

11 消費者基本法の一部改正

本法の改正により、政府が、自身の講じた消費者政策の実施状況に関する報告書を、国会に毎年提出することを定めた。

（うえすぎ・めぐみ）

[付記1] 不動産の表示に関する公正競争規約をまとめるにあたり、不動産公正取引協議会連合会より貴重な資料および助言をいただいた。この場を借りて御礼申し上げる。

[付記2] 8～11の法律は校正の段階で成立したことから、本号では速報的に各法の概要を紹介し、詳細は次号で紹介する。